

第7期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月10日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

開催
場所

霞が関ビルディング26階
当社本店会議室(セミナールーム)
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

議決権行使書提出期限

2021年6月9日(水曜日)午後5時00分まで

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保および感染拡大防止のため、株主様にはご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

Power of Equity

IR Japan



目次

第7期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	12
第1号議案 定款一部変更の件	12
第2号議案 剰余金の処分の件	13
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件	14
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	18
〈添付書類〉	
事業報告	25
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告書	51

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

証券コード：6035

(証券コード 6035)
2021年5月19日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本総会における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染リスクを避けるため、株主様におかれましては、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使、もしくはインターネットを通じてのご出席を強くご推奨申し上げます。また、株主様との感染リスクを避けるため、議長を含む取締役全員が会場に来場せず、インターネットを利用しての出席となります。詳細につきましては6頁「新型コロナウイルス感染症対応に関するご協力のお願い」および7頁「出席型オンライン株主総会のご案内」をご参照ください。

また、議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月9日（水曜日）午後5時（当社営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による事前の議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による事前の議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に記載の当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細につきましては4頁「事前の議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）

本総会は、出席型のハイブリッドバーチャル総会として実施しますので、当日、インターネットを利用して出席し、議決権を行使することも可能です。なお、詳細につきましては7頁「出席型オンライン株主総会のご案内」をご参照ください。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月10日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング26階 当社本店会議室（セミナールーム）
※本総会の開催場所が前年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第7期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 事前の議決権行使に関する事項

- （1）議決権行使書の郵送による事前の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- （2）書面により複数回、事前に議決権行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- （3）書面とインターネットにより二重に事前の議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- （4）インターネットにより複数回、事前に議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会会場での当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.irjapan.jp>) に掲載させていただきますので、本添付書類には記載しておりません。なお、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況」および「剰余金の配当等の決定に関する方針」は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告の一部であります。また「連結計算書類のうち連結注記表」および「計算書類のうち個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ①業務の適正を確保するための体制
 - ②業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - ③剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ④連結計算書類のうち連結注記表
 - ⑤計算書類のうち個別注記表
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.irjapan.jp>) に修正後の内容を掲載させていただきます。
 4. 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
 5. 株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、禁止とさせていただいております。またインターネットによるライブ配信の録画・録音・同時配信等についても禁止とさせていただいております。これらの行為を原因とする損失や損害については当社は一切責任を負いかねますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

事前の議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により事前に行使いただくことができますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様のご来場を自粛いただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。また、出席型オンライン株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましても、可能な限り、事前に議決権行使を済ませた上で、出席型オンライン株主総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。



1 郵送で事前に議決権行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2021年6月9日（水曜日）
午後5時到着分まで**



2 インターネットで事前に議決権行使される場合

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

行使期限

**2021年6月9日（水曜日）
午後5時受付分まで**

詳細は次ページを
ご参照ください。

議決権の 重複行使の 取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより議決権を重複して事前に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回事前に議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご留意事項

- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ・株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトは、フィーチャーフォン等一部の携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる事前の議決権行使のご案内

インターネットによる事前の議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォンをご利用の方

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、簡単に議決権を行使いただくことができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

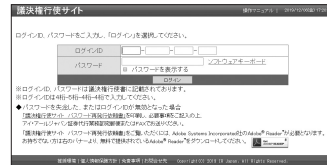
一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

パソコンをご利用の方

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
<https://www.net-vote.com/>



- 2 同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。



ログインIDおよびパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」および「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切に取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

インターネットによる事前の議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン証券代行業務部

専用
ダイヤル



0120-975-960

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

(ご参考) 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

新型コロナウイルス感染症対応に関するご協力をお願い

<会場について>

- ・会場受付付近に、マスクとアルコール消毒液を配備いたします。
- ・本総会の運営スタッフは、マスクを着用し対応をさせていただきます。
- ・本総会当日は、議長を含む取締役全員が会場に来場せず、インターネットを利用しての出席となります。
- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行います。
- ・ご来場の株主様へは、ご入場の際、運営スタッフによる体温測定をさせていただきます。
- ・体調不良の株主様にはご入場をお断りすることがございます。

<株主様へのお願い>

- ・株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、ご来場を見合わせていただくことを強くご推奨申し上げます。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、またご妊娠をされている方は、ご来場をお控えいただくことを強くご推奨申し上げます。これらに該当しない方におかれましても、ご心配ご不安のある方は、決して無理をなさらずにご来場を見合わせることを是非ご検討ください。
- ・発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルスへの感染が疑われる方はご来場をお控えください。これらに該当する方は、感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮し、議場での報告事項（監査報告を含みます。）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。

以上

出席型オンライン株主総会のご案内

1. 出席型オンライン株主総会とは

出席型オンライン株主総会とは、リアル株主総会（一般的に取締役や株主様が一堂に会する物理的な場所において開催される株主総会をいいます。）の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主様が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会をいい、経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（2020年2月26日策定）」におけるハイブリッド出席型バーチャル株主総会に相当するものです。

本株主総会は、この出席型オンライン株主総会として開催いたしますので、インターネットを利用してのご出席を希望される株主様は、本書記載の注意事項をよくご覧いただきご理解いただいたうえで、事前にご出席の申込をお願いいたします。当日インターネットを利用してご出席された株主様は、インターネットによるライブ配信に加え、総会開催中でのご質問や議決権の行使を行うことができます。

なお、出席型オンライン株主総会にご出席される際は、Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safariのいずれかのブラウザの最新バージョンをご利用ください。

2. 出席型オンライン株主総会への出席申込方法について

本出席型オンライン株主総会は、Microsoft®のTeams®を使用して開催いたします。

インターネットを利用してのご出席を希望される株主様は、以下の手順により出席型オンライン株主総会への事前申込が必要となります。

- ①パソコン、タブレット、スマートフォンから以下のサイトにアクセスし、所定の項目を入力しご登録ください。（登録期限：2021年6月9日（水曜日）午後5時まで）

https://www.irjapan.jp/ir_info/meeting/index.html

- ②登録手続きが完了しますと、ご登録いただいたメールアドレスに受付完了のメールが届きます。

出席型オンライン株主総会への詳しいご出席方法につきましては後日「登録完了のお知らせメール」にてご案内いたします。

3. 総会当日での質問とのお取り扱いについて

出席型オンライン株主総会にご出席された株主様は、Microsoft® Teams®のチャット機能により、総会の開催中ご質問をすることができます。なお、以下の点をご了承ください。

- (1) 出席型オンライン株主総会に株主様にご出席し、ご質問するためには、Microsoft® Teams®にアクセス可能なパソコン、タブレット、スマートフォンが必要です。パソコンからはブラウザを通じてアクセス可能ですが、タブレット、スマートフォンからアクセスされる場合にはMicrosoft® Teams®のモバイルアプリのダウンロードが必要です。詳細につきましては、ご出席申込後、登録手続完了時に送信される「登録完了のお知らせメール」をご参照ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、質疑応答時間に制約が生じることがございますので、ご質問を希望される場合でも、頂戴した質問のすべてを受け付け、回答することはいたしかねる場合があります。
- (3) 質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、または本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがあります。
- (4) 円滑な株主総会運営のため、動議につきましては、株主総会の手続に関するものおよび議案に関するものを含めてすべて、株主総会会場へのご来場によりご出席された株主様からご提出いただいたもののみを取り上げ、インターネットを利用してご出席された株主様からのご提出は受け付けないこととさせていただきます。(動議を提出する可能性のある株主様は、株主総会会場へご出席ください。)
- (5) 当日、総会会場へのご来場によりご出席された株主様から動議提案がなされた場合など、招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、インターネットを利用してご出席された株主様は賛否の表明ができません。その場合、インターネットを利用してご出席された株主様は、事前に書面またはインターネットにより議決権を行使して当日出席しない株主様の取り扱いも踏まえ、棄権または欠席として取り扱うこととなりますのであらかじめご了承ください。

4. 議決権の行使とそのお取り扱いについて

インターネットを利用してご出席された株主様は、出席型オンライン株主総会専用サイトより総会開催中の受付時間内に限り議決権を行使することができます。なお、以下の点をご了承ください。

- (1) 事前に議決権行使書用紙を郵送されている場合の優先順位は、①当日インターネットを利用してご出席中の出席型オンライン株主総会専用サイトを利用した議決権行使、②議決権行使書用紙の郵送による議決権行使の順序といたします。したがって、株主様が事前に議決権を行使されている場合に、インターネットを利用してご出席され再度受付時間内に出席型オンライン株主総会専用サイトを利用して議決権を行使された場合は事前の議決権行使の効力は破棄いたしますが、インターネットを利用してご出席中に出席型オンライン株主総会専用サイトを利用して議決権を行使されなかった場合は、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持するお取り扱いといたします。
- (2) 事前に議決権を行使せず、またインターネットを利用してご出席中においても受付時間内に出席型オンライン株主総会専用サイトを利用して議決権を行使されなかった場合は、議決権を行使せずに株主総会会場をご退場になる場合と同様に、棄権のお取り扱いといたします。
- (3) 出席型オンライン株主総会専用サイトを利用した議決権行使においては、「賛成」、「反対」のいずれかの賛否のご表示をいただきます。第3号議案および第4号議案の賛否について、一部の候補者につき異なる意思を表明することは可能ですが、必ず全ての議案につき受付時間内に議決権の行使をお願い申し上げます。
- (4) 受付時間内に複数回議決権行使を行った場合は、受付時間内の最終の議決権行使のみを有効といたします。
- (5) インターネットによるライブ配信のご視聴のみであれば、書面による事前の議決権行使、インターネットによる事前の議決権行使の方法により議決権行使を行っていた株主様の事前の議決権行使の効力は破棄されません。

5. その他オンライン出席にあたりご了承くださいく事項について

出席型オンライン株主総会にご出席される株主様におかれましては、上記のほか、以下の点をご了承ください。

オンライン出席は、株主様に対して、株主総会会場へのご来場によるご出席に加え、追加的な出席手段をご提供するものです。また技術的な制約もありますことから、株主総会会場へのご来場によるご出席とは異なる環境やお取り扱いをせざるを得ない場合が生じます。異なる環境や異なるお取り扱いにご了承くださいけない場合には、オンライン出席をお控えくださいますようお願い申し上げます。

- (1) 当社は出席型オンライン株主総会の開催、運営にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境の影響や大量アクセスにより、出席型オンライン株主総会につながりにくくなったり、インターネットによるライブ配信の映像が乱れる等、通信障害や通信遅延が発生する可能性があり、状況によっては中止することがあります。このような通信障害等により株主様に生じた不利益に関して、当社は一切責任を負いかねます。インターネットを利用してご出席される株主様におかれましては、可能な限り、事前に議決権行使を済ませた上で、出席型オンライン株主総会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットによるライブ配信を行わない場合または変更がある場合は当社IR情報ページ (<https://www.irjapan.jp>) にてお知らせいたします。

- (2) 代理人にご出席いただく場合は、株主総会会場へのご来場により出席される場合のみの対応とさせていただきます。
- (3) ご使用のパソコン環境（機種・性能等）やインターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、インターネットを利用される株主様のご負担となります。なお、快適にご視聴いただくため、スマートフォンやタブレットでのご視聴はWi-Fi環境をご推奨いたします。
- (4) 不測の事態が生じた場合には、当社として適切な措置を講じることがあるほか、株主様におかれましては、株主総会会場へのご来場によるご出席と比較して、制約事項や

想定外の不利益が生じる可能性がございます。

- (5) インターネットによるライブ配信の映像や音声データを公開・転載・複製し、第三者に提供することを禁止いたします。
- (6) 第三者へのID、パスワードの提供は、固くお断りいたします。
- (7) インターネットによりご出席された株主様の行為が株主総会の秩序を乱す等議事の運営に支障をきたすと議長により判断された場合、通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。
- (8) 株主総会会場へのご来場によりご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、インターネットによるライブ配信の映像は株主総会会場の後方からの映像とさせていただきます。
- (9) インターネットによるライブ配信の音声は日本語のみとなります。
- (10) お問い合わせ先

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス株主総会事務局
03-3519-6750

※回線環境の都合上、お電話がつながりにくかったり、ご回答にお時間をいただく場合がございますので予めご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、場所の定めのない株主総会の開催を可能とするため、現行定款に第18条（場所の定めのない株主総会の開催）の追加を行うものであります。なお、本定款一部変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年閣法第二三号 なお法案の再提出等により法案番号が変更された場合には変更後の法案番号によるものとします。）が成立し、産業競争力強化法第三章第四節が改正および施行されること、ならびに、当社が、当該改正後の産業競争力強化法に基づき、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	<u>（場所の定めのない株主総会の開催）</u> 第18条 当社は、 <u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(新設)	以下、条数繰り下げ <u>（附則）</u> 第18条の変更は、 <u>産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年閣法第二三号 法案の再提出等により法案番号が変更された場合には変更後の法案番号による）が成立し、産業競争力強化法第三章第四節が改正及び施行されること、ならびに、当社が、当該改正後の産業競争力強化法に基づき、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。</u> 本附則は、第18条の効力の発生日の経過により削除する。

第2号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針の下、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 50円00銭
配当総額 888,111,350円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月11日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として、妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位および担当	取締役会への 出 席 状 況
1	再 任 寺 下 史 郎	代表取締役社長・CEO	15回中15回 (100%)
2	再 任 栗 尾 拓 滋	代表取締役副社長・COO	15回中15回 (100%)
3	再 任 皆 川 ゆたか 裕	取締役経営統括本部 管掌・本部長	15回中15回 (100%)

候補者番号

1

寺下 史郎

1959年1月5日生

再任



取締役在任期間

6年5か月

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

所有する当社株式の数

9,054,800株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1982年11月 株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社）入社
1997年10月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社
2001年1月 同社執行役員
2004年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員（現任）
2006年6月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）取締役専務執行役員
2007年4月 同社取締役副社長
2007年10月 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長
2007年12月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長
2008年4月 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO（現任）
2012年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員
2015年2月 当社代表取締役社長・CEO（現任）
2017年12月 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員（現任）
2021年2月 株式会社JOIB代表取締役社長・CEO（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO
経済産業省「企業価値研究会」委員
経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員
株式会社JOIB代表取締役社長・CEO

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループの代表取締役社長・CEOとして経済界、法曹界のみならず経済産業省における研究会においてもその存在価値を示す等積極的な交流を行っており、当社の様々な部門に精通する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

候補者番号

2

栗尾 拓滋

1966年6月17日生

再任



取締役在任期間

6年5か月

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

所有する当社株式の数

16,100株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1990年4月 野村證券株式会社入社
 2010年4月 同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター
 2012年7月 同社企業金融三部マネージング・ディレクター
 2013年4月 株式会社アイ・アール ジャパン入社 マネージング・ディレクター
 2013年6月 同社代表取締役副社長・COO（現任）
 2013年11月 同社投資銀行本部長
 2015年2月 当社代表取締役副社長・COO（現任）
 2017年1月 当社経営統括本部 管掌・本部長
 2017年1月 株式会社アイ・アール ジャパン業務推進本部、管理本部 管掌
 2017年7月 同社業務本部 管掌
 2019年1月 同社IRコンサルティング本部 管掌・本部長
 2020年1月 同社IRコンサルティング本部 管掌（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長・COO
 同社IRコンサルティング本部 管掌

取締役候補者とした理由

証券業界において蓄積した深い経験と知識を生かし、当社グループの代表取締役副社長・COOとして子会社の業務本部等の管掌を歴任する等、当社の様々な部門に精通し当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

候補者番号

3

みな がわ

皆川

ゆたか

裕

1973年3月23日生

再任



取締役在任期間

3年0か月

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

所有する当社株式の数

100,600株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2001年1月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社
2011年4月 同社IR・SRコンサルティングユニット長
2014年5月 同社IR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット 統括部長
2016年5月 当社財務ユニット長
2016年5月 株式会社アイ・アール ジャパンIR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット、財務ユニット 統括部長
2017年7月 同社業務本部 本部長
2018年6月 当社取締役（現任）
2018年6月 当社経営統括本部 管掌・本部長（現任）
2018年6月 株式会社アイ・アール ジャパン取締役（現任）
2018年6月 同社業務本部 管掌・本部長
2019年6月 同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部 管掌
2020年1月 同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部、管理本部 管掌（現任）
2021年2月 株式会社JOIB取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社アイ・アール ジャパン取締役
同社業務本部 管掌・本部長 業務企画本部、管理本部 管掌
株式会社JOIB取締役

取締役候補者とした理由

当社グループにおける主要な部門での豊富な経験と見識を有する等当社の様々な部門に精通し、当社グループ全体の事業および経営を熟知する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺下史郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、寺下史郎氏、栗尾拓滋氏および皆川裕氏との間で補償契約を締結しており、民事上、行政上または刑事上の手続において当事者等となったことにより負担する費用および当社を除く第三者に対する損害賠償金を当社が補填することとしております。寺下史郎氏、栗尾拓滋氏および皆川裕氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記補償契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に故意または重大な過失がないときは被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。寺下史郎氏、栗尾拓滋氏および皆川裕氏の再任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者の範囲に引き続き含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任1名を含む監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位および担当	取締役会への 出 席 状 況	監査等委員会への 出 席 状 況
1	再 任 おお にし かず ふみ 大 西 一 史	社外取締役（監査等委員）	15回中15回 (100%)	16回中16回 (100%)
2	再 任 や もり のぶ よし 家 森 信 善	社外取締役（監査等委員）	15回中15回 (100%)	16回中16回 (100%)
3	新 任 のう み きみ かず 能 見 公 一	—	—	—

候補者番号

1

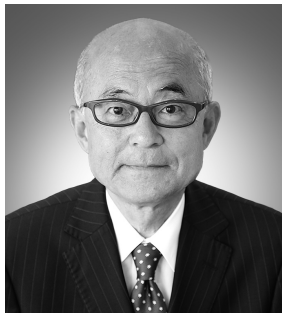
おお にし

かず ふみ

大西 一史

1948年8月16日生

再任



取締役在任期間

4年0か月

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

監査等委員会への出席状況

100% (16回/16回)

所有する当社株式の数

2,000株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1972年4月 株式会社電通（現株式会社電通グループ）入社
1992年4月 同社ラジオ局ラジオ2部長
1998年1月 同社総務局文書部長
2002年6月 同社総務局長
2004年6月 株式会社電通ファシリティマネジメント（現株式会社電通ワークス）
代表取締役社長
2015年6月 株式会社アイ・アール ジャパン社外取締役（監査等委員）
2017年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2018年6月 株式会社アイ・アール ジャパン取締役（監査等委員）（現任）
2021年2月 株式会社JOIB取締役（監査等委員）（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社アイ・アール ジャパン取締役（監査等委員）
株式会社JOIB取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手広告代理店子会社における経営者としての豊富な実績と経験を有していることから、当社の経営に対し厳格な監視監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。係る選任理由から、同氏に対しましては、自らの経営者としての豊富な実績と経験に基づいた必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

2

や もり
家森

のぶ よし
信善

1963年8月13日生

再任



取締役在任期間

6年0か月

取締役会への出席状況

100% (15回/15回)

監査等委員会への出席状況

100% (16回/16回)

所有する当社株式の数

—

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

2004年2月 名古屋大学（現国立大学法人名古屋大学）大学院経済学研究科教授
2010年9月 金融庁「金融機能強化審査会」委員
2011年1月 金融庁「金融審議会」委員
2012年6月 株式会社アイ・アール ジャパン社外監査役
2014年4月 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授（現任）
2014年4月 国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授（現任）
2015年2月 当社社外監査役
2015年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2016年4月 国立大学法人神戸大学経済経営研究所副所長
2018年4月 金融庁参与
2018年6月 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役（現任）
2019年4月 財務省「財政制度等審議会」専門委員（現任）
2021年4月 国立大学法人神戸大学経済経営研究所所長（現任）

（重要な兼職の状況）

国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授・所長
国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授
財務省「財政制度等審議会」専門委員
株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家であることから、当社の経営に対し厳格な監視監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。係る選任理由から、同氏に対しましては、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家としての見地から、金融およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

3

のう み
能見

きみ かず
公一

1945年10月24日生

新任



取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社株式の数

—

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1969年 4月 農林中央金庫入庫
1999年 6月 同庫常務理事
2002年 6月 同庫専務理事
2004年 6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長
2006年 6月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長
2007年 2月 同行代表取締役会長兼CEO
2008年 7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授
2008年 7月 年金積立金管理運用独立行政法人運用委員会委員
2009年 7月 株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構）代表取締役社長CEO
2009年10月 フィデアホールディングス株式会社社外取締役
2012年 6月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）社外取締役
2015年 7月 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問（現任）
2016年 3月 西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2016年 6月 コニカミノルタ株式会社社外取締役
2017年 1月 金融庁参与
2017年 6月 スパークス・グループ株式会社社外取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問
西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役
スパークス・グループ株式会社社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

農林中央金庫等において金融業の経営や投資活動を通じた企業の事業育成および支援に携わって来られたほか、様々な企業での社外役員としての幅広い活動に基づく経験により重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。係る選任理由から、同氏に対しましては、経営のみならず投資活動を通じた企業の事業育成および支援等これまでの豊富な実績と経験に基づいた必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大西一史氏および家森信善氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときは同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。大西一史氏および家森信善氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、能見公一氏の選任が承認され監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 当社は、大西一史氏および家森信善氏との間で補償契約を締結しており、民事上、行政上または刑事上の手続において当事者等となったことにより負担する費用および当社を除く第三者に対する損害賠償金を当社が補填することとしております。大西一史氏および家森信善氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記補償契約を継続する予定であります。
5. 当社は、能見公一氏の選任が承認され監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で補償契約を締結する予定であり、民事上、行政上または刑事上の手続において当事者等となったことにより負担する費用および当社を除く第三者に対する損害賠償金を当社が補填することとする予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に善意でかつ重大な過失がないときは被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。大西一史氏および家森信善氏の再任が承認された場合、また能見公一氏の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者の範囲に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 大西一史氏および家森信善氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、大西一史氏および家森信善氏を東京証券取引所の定めにに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 能見公一氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、能見公一氏を東京証券取引所の定めにに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
9. 大西一史氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
10. 家森信善氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
11. 家森信善氏は、過去10年間に於いて、当社子会社である株式会社アイ・アール ジャパンの監査役であり、大西一史氏は、過去10年間に於いて、当社の子会社である株式会社アイ・アール ジャパンおよび株式会社JOIBの監査等委員である取締役であります。
12. 大西一史氏、家森信善氏および能見公一氏は、過去5年間に於いて他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実ならびにその事実の発生の予防のために行った行為および発生後の対応について、該当事項はありません。

【社外取締役の独立性判断基準】

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役およびその候補者が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって独立性を有するものとみなす。

- ①当社および当社子会社（以下「当社グループ」と総称）に勤務経験を有する者
- ②当社の主要株主または法人である場合は当該法人に所属する業務執行者（※１）
- ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する会社の業務執行者
- ④当社グループの主要な取引先の業務執行者（※２）
- ⑤当社グループの主要な借入先の業務執行者（※３）
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人において勤務経験を有する者
- ⑦当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士、税理士（※４）
- ⑧当社グループから多額の寄付および助成を受けている者（※５）
- ⑨当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
- ⑩過去５年間に於いて上記②から⑧のいずれかに該当していた者
- ⑪上記①から⑩に該当する者の近親者等

※１：主要な株主とは、直接保有、間接保有を問わず、当社事業年度末において議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう

※２：主要な取引先とは、当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近連結会計年度における年間取引額が、当社グループの年間連結売上高の3%を超えるものをいう

※３：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、直近連結会計年度における借入額の年間平均残高が、当社グループの連結総資産の3%を超える金融機関をいう

※４：多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度において、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう

※５：多額とは、当社グループから年間1,000万円を超えるときをいう。当該寄付および助成を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう

【取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】

当社は、取締役の選解任および取締役候補者の指名に当たり、以下の方針と手続を定めております。

<方針>

取締役の選解任基準の方針は以下のとおりです。

（１）選任提案基準

選任提案に当たり、社内取締役、社外取締役いずれの候補者も、以下に挙げる全ての基準を満たすこととします。

（社内取締役）

- ①当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ②当社グループの歴史、企業文化、社員特性を良く理解し、業務に関し十分な経験と知識を有すること
- ③当社グループの置かれた経営環境、競合の動向、企業理念等を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の大幅な増大に資することができる経営戦略、実行計画等について具体的な提案、執行を行うことができること
- ④当社グループの経営戦略および実行計画を絶えず検証し、改善する努力を継続すること

- ⑤当社グループの属する業界、提供する価値に関する市場の変化を敏感に察知し、当社グループの進むべき方向性について建設的な議論を行うことができること

(社外取締役)

- ①当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ②企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他の専門分野のいずれかにおいて高い専門的知見および豊富な経験を有すること
- ③当社グループの特性（迅速性、柔軟性、実効性）を良く理解し業務執行取締役が当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて提案する内容を歓迎し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすとともに、企業価値の大幅な増大に資する建設的な検討への貢献が期待できること
- ④独立社外取締役においては当社グループが定める独立性判断基準を充足すること

(2) 解任提案基準

以下に挙げる基準に一つでも該当した場合、解任提案の対象とします。

- ①反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること
- ②法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと
- ③職務執行に著しい支障が生じたこと
- ④選任基準の各要件を欠くことが明らかになったこと

<手続>

取締役の選解任の手続は以下のとおりです。

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、毎年、株主総会での選任の対象とされる。
- ②監査等委員である取締役については、2年ごと、株主総会での選任の対象とされる。
- ③すべての取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経たうえで、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定される。

【当社社外役員の独立性について】

当社の取締役（監査等委員）である大西一史氏、家森信善氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、能見公一氏は、選任が承認された場合には、届け出る予定であります。なお、大西一史氏は、当社の子会社株式会社アイ・アールジャパンの取引先である株式会社電通の出身ですが、2010年には既に同社を退職しており、10年以上が経過しております。また同社との取引規模は、当社および同社の連結売上高に占める比率のいずれも1%未満と極めて僅少であり、十分な独立性を有していると考えております。

以 上

事 業 報 告

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

区 分	当連結会計年度 (2021年 3 月期)		前連結会計年度 (2020年 3 月期)	
	金額 (百万円)	増減率 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売 上 高	8,284	7.8	7,682	59.1
営 業 利 益	4,080	12.5	3,626	152.8
経 常 利 益	4,070	12.7	3,611	149.5
親会社株主に帰属する当期純利益	2,802	14.6	2,445	150.3

当社グループの当連結会計年度（2020年 4 月 1 日～2021年 3 月31日）は、事業会社ならびにアクティビストによる我が国上場企業に対する友好的ならびに敵対的な企業再編、事業再編の動きが、水面下での提案も含めて活発化し、我が国経済界における大再編時代突入への序幕が勢いよく上がりました。当社グループは、前連結会計年度同様、高い水準でのエクイティ・コンサルティングの受託を継続し、より一層高度なソリューションにより事業基盤を深耕・拡大する中で増収増益基調を継続しておりますが、当連結会計年度後半で予定していた大型案件の一部の業務の完了が次年度へ繰り越されたことや、株主総会に向けて議決権行使助言会社がコロナ禍を理由にROE基準の適用免除を行った影響などもあり、大幅な増収には届かず、売上高は飛躍的な増加には今一步届かない状況で着地しました。一方、利益面では人件費増加を吸収し、前連結会計年度以上の売上高利益率の向上を果たし、引き続き二桁増加を維持いたしました。

こうした中、本年 3 月、日本を代表する上場企業においてアクティビストが開催を要請した臨時株主総会で、アクティビストの提案が一部可決されました。事態はその後ファンドによる買収提案が公になりましたが、まさに、いずれの上場会社（取締役会）においても、支配権リ

スクに関して、対岸の火事ではない状況が顕在化しつつあります。加えて、本年6月末の流通株式時価総額を基準とする東証市場区分の見直し、上場企業に持ち合い株式（非流通株式）の解消判断を迫っており、4月に改訂案が公表されたコーポレートガバナンス・コードの改訂も相まって、上場企業におけるエクイティ・コンサルティングに対するニーズが、新年度に入って以降も急速に高まってきております。

当社グループの100%出資子会社である株式会社アイ・アール ジャパン（第一種金融商品取引業者）ならびに本年2月に新設した株式会社JOIB（Japan Originated Investment Bank, Inc.）は、唯一無二の完全独立系の金融コンサルティング会社として、迫る資本リスクへの感度の高い多種多様なお客様に徹頭徹尾寄り添いながら、高度な分析・ソリューションをご提供し、かつ実際の企業・事業再編（ディフェンス・オフENSE）のエグゼキューションを一貫して請け負うことのできる機動性の高いインベストメント・バンクとして、高度な専門人材を多数擁しながらエクイティ・コンサルティング契約を引き続き高水準で受託しております。加えて、前連結会計年度から当連結会計年度に引き続き委任状争奪戦、敵対的TOB、MBO等の企業支配権争奪、アクティビスト対応等の、PA業務^{*1}とFA業務^{*2}の大型プロジェクトに於いても圧倒的な実績を有しております。今後も、「Power of Equity®^{*3}（株式議決権の力）」を自社の最大の武器とし、クロスボーダーなキャピタルマーケットの信頼を高めるファクトオリエンテッドな実践的ソリューションの提供を通じて、大再編時代の大型プロジェクトの受託を拡大させてまいります。

*1 PA業務;プロキシー・アドバイザリー業務：委任状争奪戦業務、圧倒的な勝利の実績を誇る。

*2 FA業務;フィナンシャル・アドバイザリー業務：アクティビスト対応、敵対的TOB対応、高度なMBO、M&Aにおいて日本最大級かつ先鋭の専門集団を配備する。

*3 Power of Equity®; 「Power of Equity」は、当社子会社株式会社アイ・アール ジャパンの登録商標です（登録第6196294号）。

当連結会計年度の売上高は、前年同期に比べ7.8%増加の8,284百万円、営業利益は同12.5%増加の4,080百万円、経常利益は同12.7%増加の4,070百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同14.6%増加の2,802百万円となり、6期連続の増収増益となり、いずれも過去最高を達成いたしました。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	当連結会計年度 (2021年3月期)			前連結会計年度 (2020年3月期)	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)	売上高 (百万円)	増減率 (%)
IR ・ SR コ ン サ ル テ ィ ン グ	7,614	91.9	9.2	6,974	72.1
ディスクロージャーコンサルティング	475	5.7	△8.9	522	△8.7
デ ー タ ベ ー ス ・ そ の 他	194	2.4	4.9	185	△8.7
合 計	8,284	100.0	7.8	7,682	59.1

①IR・SRコンサルティング

エクイティ・コンサルティング（実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、コーポレート・ガバナンス改善、取締役会実効性評価、株主還元を含む資本政策等）、プロキシー・アドバイザー（PA：委任状争奪における全ての戦略立案と実行、臨時株主総会の招集と対応、委任状回収・集計等）、フィナンシャル・アドバイザー（FA：敵対的TOB対応、自社株TOB、TOB応諾シミュレーション、プレースメント・エージェント（第三者割当増資）、M&AおよびMBOの全ての戦略立案・エグゼキューション等）、証券代行業等を中心とする当社グループの中核的サービスです。当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、前年同期に比べ9.2%増加の7,614百万円と過去最高となりました。

(a) 大型プロジェクト（50百万円以上）の契約件数および売上金額（実績）の推移

	上期		下期		通期	
	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)	件数 (件)	金額 (百万円)
2021年3月期	13	1,694	12	1,751	25	3,446
2020年3月期	7	702	16	2,537	23	3,239
増減	6	993	△4	△785	2	207

(b) 大型プロジェクト（50百万円以上）の種類および売上金額

(百万円)

プロジェクトの種類	当連結会計年度 (2021年3月期)	前連結会計年度 (2020年3月期)
支配権争奪PA・FA	1,302	910
アクティビスト対応PA・FA	1,543	1,514
MBO等企業側FA	485	705
大型SR・PA	114	110
計	3,446	3,239

大型プロジェクト（50百万円以上）の通期受託合計は、3,446百万円（前年比6.4%増）を計上しました。下期に契約した一部の支配権争奪に関連する複数の大型プロジェクト（合計約1,100百万円）の業務完了が、4月以降へと延期したため、下期の受託額が昨年度下期受託額から785百万円減少いたしました。これらの延期したプロジェクトの業務は順調に進捗しており、翌期第1四半期以降に計上予定です。大再編時代に圧倒的な実績を有する当社グループの支配権争奪ならびにアクティビスト対応に関連するPA・FAの要請は極めて高く、とりわけオフense側での受託が急速に増加することが見込まれます。さらに、企業再編・事業再編の最終局面である企業側FAエグゼキューション業務においても、新設した株式会社JOIBが第1四半期内で専門人員・組織体制が整うことで、大型プロジェクト受託増加に弾みがかかることを期待しています。

通常プロジェクト（50百万円未満）の通期受託合計は、4,838百万円（前期比8.9%増）を計上しました。SRアドバイザリー業務はコロナ禍による議決権判断基準の緩和により、一時的には低調な状況となりましたが、最近のアクティビストが勝利した臨時株主総会ならびにPEファンドによる買収提案等の動きもあり、緊張感がここにきて急速に高まり、受託増加に向けた動きが出てまいりました。とりわけ、従来の株主判明調査を機軸としたSRアドバイザリー業務から、企業・事業再編（オフense・ディフェンス）、資本政策、B/Sマネジメント、株主還元等に及ぶ当社グループならではの高度なエクイティ・コンサルティング業務への要請が大幅に増加しており、従来以上に密度の濃いお客様との関係が着実に構築されております。さらに、東証の上場区分の見直しに関連したコンサルティング業務の受託も大幅に増加しております。本年4月に金融庁はコーポレートガバナンス・コードの改訂案を発表しており、東証一部からプライム市場へと移行を目指す企業にとっては、新たな行動基準が義務づけられる予定です。ガバナンス設計、株主総会、機関投資家との対話、ESG開示、ダイバーシティ等新たな行動基準の対応に向け多様なコンサルティング需要は、本年6月末の東証上場区分再編の時価総額基準日を視野に入れ今後急速に高まっていくものと想定しております。

証券代行事業においては、受託決定済み企業は2021年3月31日時点で72社、管理株主数は390,152名となりました（前年同期の受託決定済み企業は75社、管理株主数は359,285名）。従来の証券代行機関とは一線を画し、アクティビスト・敵対的TOBからの企業防衛の観点での戦略的な営業展開を継続して進めています。

②ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において

必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）およびリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、資金提供者や機関投資家のESGへの関心の高まりを受け、ESG開示に関するコンサルティングサービスの受託が増加しておりますが、統合報告書等の企画制作案件においては、単独プロジェクトの受託からSRコンサルティング受託の一部としての案件を優先させたため、単独プロジェクトを主とする売上高は前年同期に比べ8.9%減少の475百万円となりました。

③データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供する「Stock Watch」、IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前年同期に比べ4.9%増加の194百万円となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の実績は320百万円であり、この主なものは次のとおりであります。

設備投資の内容	投資金額（百万円）
株主データベースに関するシステム構築	153
新基幹システム導入プロジェクト	86

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社グループは「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業使命のもと、唯一無二のエクイテ

ィ（株式議決権）・コンサルティング会社として、日本のみならず世界の資本市場での信用の礎を固めてまいりました。

我が国においても大きな企業再編の波が押し寄せようとしているなか、当社グループはこうした変動のなかでの中心的な役割を担うべく、IR・SRコンサルティング業務、投資銀行業務、証券代行業務を有機的に結合させることで、持続的な成長の速度を上げていく所存であります。

今後もCorporate Identityである「Power of Equity®（株式議決権の力）」をゆるぎない武器とし、東京証券取引所市場第一部上場企業としての信用力を最大限に活用しグループの成長を一層加速させてまいります。とりわけ以下の4点については、重要課題として取り組んでおります。

①SRコンサルティングの普及

海外機関投資家保有比率の増加に加え、日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードの実施に伴い、時価総額の大きい上場企業だけでなく、地方企業や時価総額の比較的小さい企業においても、SRコンサルティングの必要性が増しております。SR部を創設したり、SR訪問を積極的に行うなどコーポレートガバナンス・コードが掲げる「株主との建設的な対話」を促進するための体制の整備を積極的に推進する企業が増加しており、企業におけるSR活動の認知度およびその位置づけは日々重要性を増しています。

それらのSR活動を支える当社のSRコンサルティングサービスは、これまでの当社グループの経験や実績、ノウハウ等が蓄積された当社独自のサービスであり、他社の追随を許さない圧倒的な優位性を誇るものであります。今後もコーポレートガバナンス・コードに対応した取締役会の実効性評価の支援やESGへの関心の高まりを受けたESG開示コンサルティングのほか、独立社外役員の人材紹介サービス等、機関投資家のニーズを熟知している当社グループの強みを活かしたコーポレート・ガバナンス関連のコンサルティングサービスを強化、拡充することで、我が国の株式市場におけるSRコンサルティングの一層の浸透、普及を目指します。

②投資銀行業務の拡大

議決権（経営支配権）、株主／アクティビストに関する情報力・コンサルティング力をもとにM&Aの助言、FA業務を展開し、お客様の課題解決に資するフィナンシャルソリューションをご提案しております。また、どの金融系列にも属さない独立系アドバイザーとしてコンフ

リクトを管理し徹底的にお客様の立場に立ったアドバイスを行っております。

上場会社600社超との取引基盤をもとにした広範な取引ネットワークをベースに、弁護士、公認会計士のほか、プロキシファイト、敵対的買収、コーポレート・ガバナンス等のそれぞれの経験豊かな専門家を社内に多数擁することで、唯一無二の独立系FAとしての圧倒的存在感を高めております。

今後も経験豊富な人材を採用するなど一層組織体制を強化し、当社グループの経営資源・ノウハウを複合的に活用することで投資銀行業務のさらなる拡大を図ってまいります。

③付加価値のある証券代行サービスの提供

信託銀行を中心とする旧態依然とした証券代行業界に大きな変革をもたらし、発行体の皆様に日々革新的なサービスの提供を行ってきた結果、72の発行体企業様（管理株主約39万人 2021年3月31日時点）からのご支持をいただいております。

これまでの証券代行業務は、株主名簿の管理業務が中心でしたが、当社では単なる株主名簿の管理業務にとどまらず、そこで得られる情報をベースに、アクティビスト・敵対的買収からの企業防衛・株主の長期安定化・議決権の安定確保・機動的エクイティファイナンスへの対応など、当社グループの高度なソリューションを駆使することで、アクティビズムの新時代が本格的に始まった我が国の株式市場において、戦略的かつ効果的な証券代行業務を提供することが可能となっております。

今後もお支持をいただいている発行体企業様の信頼にお応えし続け当社の信頼をより強固なものとするに加え、新たなお客様の幅広いご支持をいただくためにも、従来のSRコンサルティングサービスに加え、投資銀行業務におけるFA・PA業務等のサービスも提供することで、当社独自のより付加価値の高い証券代行サービスを引き続き提供してまいります。

④人的資源の拡充

当社の取り扱うサービスの認知度を広め、幅広いお客様のご支持をいただくには、サービスを考案、提供する人材だけでなく、それらを支える専門性を有する人材の確保が喫緊の課題であります。引き続き新卒、中途を問わず優秀な人材の積極的な登用に努めておりますが、実務知識習得のための社内勉強会の開催や、経営陣を講師とした各種研修プログラム、OJTによる実践的なプログラムを継続的实施することで、新たに確保した人材の早期の戦力化に加え、社員全体のボトムアップを図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第4期 2018年3月期	第5期 2019年3月期	第6期 2020年3月期	第7期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	4,133	4,827	7,682	8,284
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	821	976	2,445	2,802
1株当たり当期純利益 (円)	46.15	54.82	137.32	157.81
総資産 (百万円)	4,589	5,051	7,712	8,410
純資産 (百万円)	3,586	4,008	5,212	6,647
1株当たり純資産額 (円)	201.38	224.87	293.52	374.22

(注) 第5期において、2018年9月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。そのため、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額については、当該株式分割が第4期の期首に実施されたと仮定し算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイ・アール ジャパン	795百万円	100.0%	IR・SRコンサルティング
株式会社JOIB	100百万円	100.0%	支配権争奪ならびに企業再編・事業再編等のM&Aに特化した専門的なFA業務

(注) 株式会社JOIBは、2021年2月4日に設立しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の 総資産額
株式会社アイ・アール ジャパン	東京都千代田区霞が関 三丁目2番5号	2,037百万円	4,831百万円

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業	内 容
IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業	IR・SRコンサルティング (投資銀行業務、証券代行事業含む) ディスクロージャーコンサルティング データベース・その他

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
丸の内オフィス	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
190名	33名 (増)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員（フルタイム、パートタイムおよび休職者）を含んでおります。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	0名 (－)	44.1歳	15.0年

(注) 平均勤続年数は、株式会社アイ・アール ジャパンにおける勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

株式会社三井住友銀行 200百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- （1）発行可能株式総数 70,000,000株
- （2）発行済株式の総数 17,838,310株（自己株式 76,083株を含む）
- （3）株主数 4,364名
- （4）大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
寺下 史郎	9,054,800	50.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	903,000	5.08
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	713,340	4.01
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	500,000	2.81
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	359,544	2.02
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION- OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD	226,500	1.27
4 5 アイズ株式会社	200,100	1.12
BBH FOR FINANCIAL INV TRUST GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL STALWARTS FD	194,900	1.09
CEPLUX THREADNEEDLE (LUX)	175,000	0.98
寺山 樹生	138,200	0.77

（注）持株比率は自己株式（76,083株）を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	400株	3名

（6）その他株式に関する重要な事項

2020年7月13日を払込期日とする特定譲渡制限付株式発行に伴い、発行済株式の総数が4,500株、資本金および資本準備金が25,672千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年3月31日現在）

- （1）当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- （2）当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- （3）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

氏 名	地位	担当および重要な兼職の状況
寺 下 史 郎	代表取締役社長	CEO (最高経営責任者) 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO 経済産業省「企業価値研究会」委員 経済産業省「CGS研究会 (コーポレート・ガバナンス・システム研究会)」委員 株式会社JOIB代表取締役社長・CEO
栗 尾 拓 滋	代表取締役副社長	COO (最高執行責任者) 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長・COO 株式会社アイ・アール ジャパンIRコンサルティング本部 管掌
皆 川 裕	取締役経営統括本部 管掌・本部長	株式会社アイ・アール ジャパン取締役 株式会社アイ・アール ジャパン業務本部 管掌・本部長、業務企画本部 管理本部 管掌 株式会社JOIB取締役
大 西 一 史	取締役 (監査等委員)	株式会社アイ・アール ジャパン取締役 (監査等委員) 株式会社JOIB取締役 (監査等委員)
家 森 信 善	取締役 (監査等委員)	国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授・副所長 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授 財務省「財政制度等審議会」専門委員 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役
安 永 崇 伸	取締役 (監査等委員)	株式会社エネルギー政策研究所代表取締役 イーレックス株式会社常務取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) であります大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、大西一史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役 (監査等委員) であります大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) であります家森信善氏は、国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授・副所長でしたが、2021年4月より国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授・所長に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときは同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

取締役寺下史郎氏、栗尾拓滋氏、皆川裕氏、大西一史氏、家森信善氏および安永崇伸氏は当社と補償契約を締結しており、民事上、行政上または刑事上の手続において当事者等となったことにより負担する費用および当社を除く第三者に対する損害賠償金を補償することとしております。もっとも、職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、もしくは当社が保険会社との間で締結する役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には補償を行わないとすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社役員（会社法上の取締役、重要な使用人をいい既に退任している者も含みます。以下、本項において同じです。）、当社子会社役員であり、当社役員分の保険料については、当社が負担しております。もっとも、被保険者の職務執行に関して悪意または重大な過失があったことに起因する場合、もしくは役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないとすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(5) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	50,575 (-)	46,200 (-)	4,375	-	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,400 (17,400)	17,400 (17,400)	-	-	3 (3)
合 計	67,975	63,600	4,375	-	6

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(参考) 当事業年度に係る子会社における取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	399,611 (-)	357,720 (-)	41,891	-	8 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22,044 (13,404)	22,044 (13,404)	-	-	3 (3)
合 計	421,655	379,764	41,891	-	11

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、子会社における2020年3月16日開催の臨時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。また、特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2017年6月26日開催の第10期定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、子会社における2015年6月24日開催の第8期定時株主総会において年額30百万円（うち社外取締役分は30百万円）以内と決議いただいております。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役が受ける報酬等の方針を取締役会の決議にて以下のとおり定めております。

ア．取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、1.月額報酬、2.賞与、3.株式報酬で構成されております。基本報酬である月額報酬については、役職ごとの役員報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めていないものの、経営の意思決定および監督業務の職責に基づく対価としてその職位、職責等に応じたものとしつつ当社グループ全体の業績貢献を重視する観点から前連結会計年度の業績貢献を勘案した上で柔軟に決定することとしております。

業績連動報酬である賞与については、当社グループにおける持続的な成長を測る上での重要なメルクマールの一つである前連結会計年度の連結営業利益の増加率等に基づき、過去の支給実績や貢献度などを総合的に勘案の上、指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえて決定することとしております。

また、非金銭報酬である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしておりますが、支給する金銭報酬債権の額につきましては、前連結会計年度の目標達成度や対象取締役の貢献度および「現金報酬：株式報酬」や「固定報酬：変動報酬」の割合等を総合的に勘案するとともに、連結会計年度毎に指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえ決定することとしております。

なお、報酬等の種類毎の取締役個人別の構成割合の決定に関する方針につきましては、具体的な比率は定めないものの、中長期的に業績連動報酬や株式報酬の比率を高めていくことを基本方針とし、前連結会計年度の業績貢献に応じた柔軟な報酬体系としております。また報酬等の支給時期または条件の決定に関する方針につきましては、2月～3月に開催される指名・報酬諮問委員会および取締役会において、来期の月額報酬および譲渡制限付株式報酬の額および条件を決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．監査等委員である取締役

当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬である月額の固定金銭報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものとしております。また、監査等委員の協議によって決定しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第1期定時株主総会において年額50百万円（うち社外取締役分は40百万円）以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

また、2017年6月26日開催の第3期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役会が個人別の役員報酬等の額等を決定するに際しては、株主総会において決議された限度額の範囲内で、かつ報酬額の妥当性および業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会が独立性が担保された指名・報酬諮問委員会に諮問し、その十分な審議を経たうえで決定することとしております。

(6) 社外役員に関する事項

①取締役（監査等委員） 大 西 一 史

ア. 重要な兼職先と当社との関係

大西一史氏は、当社の連結子会社である株式会社アイ・アール ジャパンの取締役（監査等委員）および株式会社JOIBの取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、株式会社アイ・アール ジャパンおよび株式会社JOIBは当社が株式を100%保有する完全子会社であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

大西一史氏は、当期開催の取締役会15回のすべて、また監査等委員会16回のすべてに出席し、自らの経営者としての豊富な実績と経験に基づいた観点から、必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ. 独立性に関する事項

大西一史氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

②取締役（監査等委員） 家 森 信 善

ア. 重要な兼職先と当社との関係

家森信善氏は、国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授・副所長、国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授および株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役を兼職しております。なお、当社と国立大学法人神戸大学、国立大学法人名古屋大学および株式会社地域経済活性化支援機構との間には、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

家森信善氏は、当期開催の取締役会15回のすべて、また監査等委員会16回のすべてに出席し、金融論、コーポレート・ガバナンス等の専門家としての見地から、金融およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について必要かつ的確な助言、提言を行う等取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ．独立性に関する事項

家森信善氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

③取締役（監査等委員） 安 永 崇 伸

ア．重要な兼職先と当社との関係

安永崇伸氏は、株式会社エネルギー政策研究所代表取締役およびイーレックス株式会社常務取締役を兼職しております。なお、当社と株式会社エネルギー政策研究所およびイーレックス株式会社との間には、特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

安永崇伸氏は、当期開催の取締役会15回のうち14回、また監査等委員会16回のうち14回に出席し、コーポレート・ガバナンスに関する分野での豊富な経験と卓越した識見に基づいた観点から必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

ウ．独立性に関する事項

安永崇伸氏は、東京証券取引所が定める独立性基準および当社が定める社外取締役の独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため、独立役員として指定しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

4,800千円

②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,500千円

(注) 1. 当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                      |                  |
|------------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                          | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>6,824,773</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>1,703,460</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,423,053        | 買 掛 金                        | 72,979           |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 1,207,215        | 短 期 借 入 金                    | 200,000          |
| 仕 掛 品                  | 44,479           | 未 払 金                        | 145,058          |
| 前 払 費 用                | 136,042          | 未 払 費 用                      | 36,827           |
| そ の 他                  | 13,981           | 未 払 法 人 税 等                  | 838,732          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,585,362</b> | 前 受 金                        | 105,128          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>299,276</b>   | 預 り 金                        | 57,233           |
| 建 物 附 属 設 備            | 197,520          | 賞 与 引 当 金                    | 106,503          |
| 車 両 運 搬 具              | 12,655           | そ の 他                        | 140,996          |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 89,101           | <b>固 定 負 債</b>               | <b>59,663</b>    |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>558,942</b>   | 長 期 未 払 金                    | 50,710           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 430,465          | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 8,952            |
| そ の 他                  | 128,476          | <b>負 債 合 計</b>               | <b>1,763,123</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>727,143</b>   | <b>純 資 産 の 部</b>             |                  |
| 投 資 有 価 証 券            | 183,707          | <b>株 主 資 本</b>               | <b>6,645,828</b> |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 282,869          | 資 本 金                        | 855,673          |
| 長 期 売 掛 金              | 99,360           | 資 本 剰 余 金                    | 543,781          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 223,786          | 利 益 剰 余 金                    | 5,656,377        |
| そ の 他                  | 8,700            | 自 己 株 式                      | △410,004         |
| 貸 倒 引 当 金              | △71,280          | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,184</b>     |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金                 | 1,184            |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>6,647,012</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>8,410,136</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>8,410,136</b> |

連結損益計算書

(2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             |              | 金 額    |           |
|-----------------|--------------|--------|-----------|
| 売上高             | 売上           |        | 8,284,571 |
|                 | 売上原価         |        | 1,234,899 |
| 販売費及び一般管理費      | 販売費          |        | 7,049,671 |
|                 | 一般管理費        |        | 2,969,074 |
| 営業利益            | 営業利益         |        | 4,080,597 |
|                 | 営業外収益        |        |           |
| 受取利息            | 受取利息         | 14     |           |
|                 | 受取配当金        | 210    |           |
| 未払配当金           | 未払配当金        | 161    |           |
|                 | 未違約金         | 4,125  |           |
| 保そ              | 保そ           | 734    |           |
|                 | 保そ           | 674    | 5,920     |
| 営業外費用           | 営業外費用        |        |           |
|                 | 支払利息         | 1,219  |           |
| 為替差損            | 為替差損         | 786    |           |
|                 | 投資事業組合運用損    | 13,583 |           |
| 経常利益            | 経常利益         | 97     | 15,686    |
| 特別損失            | 特別損失         |        | 4,070,831 |
|                 | 投資有価証券評価損    | 10,000 | 10,000    |
| 税金等調整前当期純利益     | 税金等調整前当期純利益  |        | 4,060,830 |
|                 | 法人税、住民税及び事業税 |        | 1,222,171 |
| 法人税等調整額         | 法人税等調整額      |        | 35,852    |
|                 | 当期純利益        |        | 2,802,807 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |              |        | 2,802,807 |

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |            |          |            |
|-------------------------|---------|---------|------------|----------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自己株式     | 株主資本合計     |
| 当期首残高                   | 830,001 | 518,109 | 4,274,346  | △410,004 | 5,212,452  |
| 当期変動額                   |         |         |            |          |            |
| 新株の発行                   | 25,672  | 25,672  |            |          | 51,344     |
| 剰余金の配当                  |         |         | △1,420,775 |          | △1,420,775 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |         |         | 2,802,807  |          | 2,802,807  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |            |          | －          |
| 当期変動額合計                 | 25,672  | 25,672  | 1,382,031  | －        | 1,433,376  |
| 当期末残高                   | 855,673 | 543,781 | 5,656,377  | △410,004 | 6,645,828  |

|                         | その他の包括利益累計額      |                   | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利<br>益累計額合計 |            |
| 当期首残高                   | △246             | △246              | 5,212,205  |
| 当期変動額                   |                  |                   |            |
| 新株の発行                   |                  |                   | 51,344     |
| 剰余金の配当                  |                  |                   | △1,420,775 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                  |                   | 2,802,807  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 1,430            | 1,430             | 1,430      |
| 当期変動額合計                 | 1,430            | 1,430             | 1,434,806  |
| 当期末残高                   | 1,184            | 1,184             | 6,647,012  |

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                  | 負 債 の 部              |                  |
|-----------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>2,282,921</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>515,376</b>   |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,801,747        | 短 期 借 入 金            | 200,000          |
| 未 収 入 金         | 477,542          | 未 払 金                | 10,168           |
| 前 払 費 用         | 3,256            | 未 払 法 人 税 等          | 258,492          |
| そ の 他           | 374              | 賞 与 引 当 金            | 1,744            |
|                 |                  | そ の 他                | 44,971           |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>2,548,987</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,494</b>     |
| 有 形 固 定 資 産     | 113,859          | 長 期 未 払 金            | 1,494            |
| 建 物 附 属 設 備     | 73,823           |                      |                  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 40,036           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>516,870</b>   |
| 無 形 固 定 資 産     | 429              | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 429              | <b>株 主 資 本</b>       | <b>4,315,038</b> |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 2,434,697        | 資 本 金                | 855,673          |
| 投 資 有 価 証 券     | 177,149          | 資 本 剰 余 金            | 1,275,384        |
| 関 係 会 社 株 式     | 2,137,164        | 資 本 準 備 金            | 844,475          |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 96,535           | そ の 他 資 本 剰 余 金      | 430,909          |
| 繰 延 税 金 資 産     | 23,848           | 利 益 剰 余 金            | 2,593,985        |
|                 |                  | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 2,593,985        |
|                 |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 2,593,985        |
|                 |                  | 自 己 株 式              | △410,004         |
|                 |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>4,315,038</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>4,831,908</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>4,831,908</b> |

# 損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から  
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |                  |
|-----------------------|-----------|------------------|
| 営 業 収 益               |           |                  |
| 受 取 配 当 金             | 1,948,286 |                  |
| 経 営 指 導 料             | 769,658   | 2,717,944        |
| 営 業 費 用               |           | <b>209,764</b>   |
| 営 業 利 益               |           | <b>2,508,180</b> |
| 営 業 外 収 益             |           |                  |
| 受 取 利 息               | 6         |                  |
| 未 払 配 当 金 除 斥 益       | 161       | 167              |
| 営 業 外 費 用             |           |                  |
| 支 払 利 息               | 1,851     |                  |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損     | 13,583    | 15,435           |
| 経 常 利 益               |           | <b>2,492,913</b> |
| 特 別 損 失               |           |                  |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 10,000    | 10,000           |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | <b>2,482,912</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |           | 173,666          |
| 法 人 税 等 調 整 額         |           | △9,700           |
| 当 期 純 利 益             |           | <b>2,318,947</b> |

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|             | 株主資本    |         |              |             |              |             |
|-------------|---------|---------|--------------|-------------|--------------|-------------|
|             | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金        |             |
|             |         | 資本準備金   | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
|             |         |         |              |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |
| 当期首残高       | 830,000 | 818,802 | 430,909      | 1,249,712   | 1,695,813    | 1,695,813   |
| 事業年度中の変動額   |         |         |              |             |              |             |
| 新株の発行       | 25,672  | 25,672  |              | 25,672      |              |             |
| 剰余金の配当      |         |         |              |             | △1,420,775   | △1,420,775  |
| 当期純利益       |         |         |              |             | 2,318,947    | 2,318,947   |
| 事業年度中の変動額合計 | 25,672  | 25,672  | －            | 25,672      | 898,171      | 898,171     |
| 当期末残高       | 855,673 | 844,475 | 430,909      | 1,275,384   | 2,593,985    | 2,593,985   |

|             | 株主資本     |            | 純資産合計      |
|-------------|----------|------------|------------|
|             | 自己株式     | 株主資本合計     |            |
| 当期首残高       | △410,004 | 3,365,521  | 3,365,521  |
| 事業年度中の変動額   |          |            |            |
| 新株の発行       |          | 51,345     | 51,345     |
| 剰余金の配当      |          | △1,420,775 | △1,420,775 |
| 当期純利益       |          | 2,318,947  | 2,318,947  |
| 事業年度中の変動額合計 | －        | 949,516    | 949,516    |
| 当期末残高       | △410,004 | 4,315,038  | 4,315,038  |



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴詳 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 貴詳 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社アイ・オールジャパンホールディングス 監査等委員会

監査等委員 大西 一史 ㊟

監査等委員 家森 信善 ㊟

監査等委員 安永 崇伸 ㊟

(注) 監査等委員大西一史、家森信善および安永崇伸は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



## 株主総会会場ご案内図

当社本店会議室（セミナールーム）（霞が関ビルディング26階）

電話 東京(03)3519-6750



虎ノ門駅よりお越しの方

東京メトロ銀座線 「虎ノ門」 駅下車

11番出口より徒歩約2分

## 霞ヶ関駅よりお越しの方

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 「霞ヶ関」駅下車

A13番出口より徒歩約5分

○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。